

平成30年度4月1日現在の等級等ごとの職員の数公表します

「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第58条の3第2項の規定に基づき、平成30年4月1日現在の職員の数をお知らせします。

○行政職

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となるべき職務	合計		内訳		職制上の 段階
		人	%	職名	人	
1級	主事補又は技術員の職務	43	9.0	主事補	19	主事補
				技術員	2	
				保育士	7	
				栄養士	2	
				消防士	13	
2級	主事又は技師の職務	164	34.4	主事	95	主事
				技師	11	
				保育士	24	
				保健師	5	
				栄養士	1	
				消防士	28	
3級	主任の職務	46	9.6	主任	17	主任
				保育士	19	
				保健師	2	
				消防士	8	
4級	係長又は主査の職務	75	15.7	主査	60	主査
				保育士	9	
				係長	6	
5級	課長補佐又は副主幹の職務	56	11.7	副主幹	45	副主幹
				指導主事	3	
				保育士	4	
				課長補佐	4	
6級	課長又は主幹の職務	59	12.4	課長	22	課長
				室長	1	
				主幹	30	
				保育士	3	
				分署長	1	
7級	部の次長の職務	18	3.8	次長	15	次長
				室長	1	
				調整幹	2	
8級	部長の職務	16	3.4	部長	8	部長
				事務局長	2	
				消防長	1	
				会計管理者	1	
				参事	4	
合計		477	100		477	

○技能労務職

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となるべき職務	合計		内訳	
		人	%	職名	人
1級	自動車運転手、電話交換手、衛生手、土木工手、庁務手、給食調理員及び事務補の職務	0	0.0		0
2級	相当の技能又は経験を必要とする職務	1	50.0	庁務手	1
3級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主任の職務	0	0.0		0
4級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主査の職務	1	50.0	自動車運転手	1
合計		2	100.0		2